

鶴見支部だより

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>

No. 151 令和2年1月号

発行者

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

鶴見支部

〒230-0051

横浜市鶴見区鶴見中央三丁目26番4号
(鶴見商工会館2階)

電話 045-503-0017

FAX 045-505-3411

発行責任者

支部長 井上 滋 邦



賀正

年頭挨拶

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
鶴見支部長

井上 滋 邦

新年あけましておめでとうございます。

会員事業場の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになったこととお慶び申し上げます。平素より、神奈川労務安全衛生協会鶴見支部の運営、各種事業への参画など、多大なるご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、鶴見労働基準監督署をはじめ、関係官庁、諸団体、ならびに役員・会員事業所の皆様のご協力により、令和元年度の事業計画を滞りなく運営することが出来ましたこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、退位礼正殿の儀に始まり、即位礼正殿の儀、大嘗宮の儀が執り行われ、平成から令和への新時代の幕開け年でした。また、ラグビーワールドカップでの日本代表の大躍進と明るい話題が続いた一方、台風15号・19号での風水害を受けた方、事業場も多かったことと思えます。心よりお見舞い申し上げますとともに、自然災害に対する防災面での教訓を、安心して働ける職場作りの意味でも是非生かして頂ければ幸いと存じます。

昨年は第13次労働災害防止推進計画の2年目でしたが、鶴見労働基準監督署管内では、休業4日以上死傷者数は144人(10月末現在)と昨年同期比27人減、目標値230人に対しても下回るペースとなっていますが、残念ながら死亡災害が1件発生しております。会員事業場の皆様には、引き続き死亡災害の撲滅・労働災害防止に向けて「墜落・転落および施設、設備、機械等に起因する災害」の防止対策、どこの職場でも起こり得る「転倒」「腰痛」「熱中症」などの災害予防対策のより一層の取り組みをお願いいたします。

県下の経済状況は、引き続き緩やかな回復基調が続き、雇用状況の改善と設備投資の増加が見込まれていますが、依然として、人材の確保や生産性の向上など、人手不足の解消に向けた取り組みは企業の喫緊の課題となっております。また、本年4月より全ての事業場で「時間外労働時間の上限制限」「有休休暇取得義務」が適用となります。人材の確保・定着ためにも、各事業場における「働き方改革の推進」、「法令遵守の取り組み」を一層強化していただくとともに、労働者の心の健康の保持増進のためのメンタルヘルス対策、化学物質等による健康障害防止対策、治療と仕事との両立支援など安全衛生計画の一層の推進も必要です。

本年も「誰もが安全に安心して健康で働くことができる職場環境の実現」を目指し、各種講習会、研修会、セミナーなど支部活動を推進してまいります。今後とも、鶴見労働基準監督署をはじめ、各関係機関及び関係諸団体のご指導、ご支援、並びに会員事業場の皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員事業場の益々のご発展と皆様のご健勝ならびにご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

年 頭 の ご 挨拶



鶴見労働基準監督署
署長

前 田 比三典

新年明けましておめでとうございます。

令和最初の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、日頃から当署の行政運営に御理解と御協力をいただいておりますことに対しまして改めて厚く御礼申し上げます。

平成31年度（令和元年度）は第13次労働災害防止推進計画の2年目となりますが、鶴見労働基準監督署管内での労働災害発生状況を見ますと、休業4日以上の労働災害は11月末現在160件と前年同期比35件・17.9%の減少となっておりますが、9月に建設業でブロック塀の倒壊による死亡災害が1件発生してしまいました。計画期間中に死傷災害を5%以上減少させるという目標は達成できそうですが、死亡災害をゼロにするという目標は達成できませんでした。今後、死亡災害等をなくすためには法令で決められていることを順守するとともに、リスクアセスメントの実施によるリスクの低減化を図っていく必要があります。

また、今後労働環境も大きく変化し、高齢労働者や外国人者の増加が予想され、今よりも一層、転倒災害の防止、腰痛防止対策、外国人労働者対策も必要になってくると思われます。

また、昨年4月から、長時間労働の是正などにより多様な働き方を選択できる社会を実現するための働き方改革関連法が順次施行されています。

労働基準法の改正では、時間外労働の罰則付きの上限規制が新たに規定され、原則月45時間・1年360時間、臨時的な特別な事情がある場合でも、1年720時間、複数月（休日労働を含み）平均80時間以下、単月（休日労働を含み）100時間未満となりました。大企業では昨年の4月1日から、中小企業では猶予措置がなくなり、今年の4月1日から施行されます。

さらに、年5日の年次有給休暇の取得を企業に義務付ける規定も昨年の4月1日から施行されています。そのため、年次有給休暇に関しましては、昨年4月以降に基準日（付与日）に10日以上年次有給休暇を付与した労働者に対し、本年の基準日の前日までに5日の年次有給休暇を取得していただく必要があります。取得していない場合には、年次有給休暇の時季指定をして取得させる等の必要がありますのでご注意ください。

当署では本年も働き方改革を推進するため、希望される事業所様への当署支援班職員による個別訪問など、働き方改革実現に向けた最大限の支援策を講ずるとともに、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する取引環境の改善（しわ寄せ防止）にも引き続き取り組んでまいります。

最後になりましたが、鶴見支部と会員事業場の益々のご発展と本年の皆様のご多幸を祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。

年 頭 の ご 挨拶



鶴見安全衛生協会連合会会長
ジャパンマリンユナイテッド横浜協会会長

遠 藤 昌 浩

新年あけましておめでとうございます。

神奈川労務安全衛生協会鶴見支部の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、年号も平成から令和へと変わり、誰もが新しい時代の幕開けに決意も新たにしていたのではないのでしょうか。しかしながらその一方で、記録的な猛暑と多くの自然災害に見舞われた年でもありました。秋口に発生した台風15、19号の来襲では各地に甚大な被害を及ぼしました。亡くなられた方々に改めてお悔やみ申し上げますとともに、被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災された皆様が一日も早く平穏な日々を取り戻せるようお祈り申し上げます。

さて、当支部の事業運営に際し、会員事業場皆様

には、日頃より多大なるご支援とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、4月に施行された「働き方改革」への取り組みに、労働基準監督署をはじめ、各関係機関、関係諸団体と一体となった各種講習会、研修会、セミナーなどが催され、多くの参加をいただきました。働き方改革は、一億総活躍社会の実現に向けて、多様化する労働環境の中で、長時間労働の是正をはじめ労働者が公平公正な待遇を得ることのできる社会を実現するための取り組みです。会員事業場皆様には、引き続き働き方改革へ向けて積極的な取り組みをお願いします。

また、第13次労働災害防止推進計画が展開されていますが、引き続き労働災害の撲滅に向けて一層の推進を改めてお願いする次第です。

働く全ての人々が安心して健康に働くことのできる社会を実現するために「未来につなぐ安全文化 みんなで築く健康職場」をスローガンとして、今年も、鶴見労働基準監督署のご指導の下、働き方改革への推進、労働災害の撲滅に邁進していきたいと思っております。

最後になりましたが、会員事業場の益々のご発展とご健勝を祈念しまして、新年のご挨拶といたします。

労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）は、インターネット上で作成できるようになりました

対応している報告書類

検索窓から **安全衛生** **入力支援** と入力

- ①労働者死傷病報告(休業4日以上)
- ②定期健康診断結果報告書
- ③心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(ストレスチェック)
- ④総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告



厚生労働省では、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を開始しました。このサービスでは、上記4つの「労働安全衛生関係の報告」について、①労働基準監督署へ提出する書面(*1)作成時、入力項目の誤入力・未入力があるとエラーメッセージを画面に表示します。②作成書類は前回提出の保存データ(*2)を用いて、事業場名称、業種、所在地等共通部分の入力を省略できます。③各報告書の添付書面がある場合は表示をします。

- ※1：このサービスは、申請や届け出をオンライン化するものではありません。作成した帳票は、必ず印刷し、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。
- ※2：このサービスで入力された情報は、インターネット上には保存されません。次回以降に活用される場合は、ご自身のパソコンに保存ください。

神奈川県最低賃金の改正について（発効日 令和元年10月1日）

神奈川県最低賃金(地域別最低賃金)が本年10月1日から、時間額1,011円(前年からの引上額28円)に改正されました。

臨時に支払われる賃金(慶弔手当など)、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働に対する割増賃金および深夜割増賃金を除外した賃金額が、1時間当たり1,011円以上でなければなりません。

なお、東京都最低賃金も本年10月1日から、時間額1,013円に改正されています。

最低賃金に関する特設サイト <http://saiteichingin.info/>

最低賃金が、
ことしも
変わります。

確認しましょう!

神奈川県 最低賃金

1,011円時間額

令和元年
10月1日から
28円
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使われるも、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最低賃金に関するお問い合わせ先
神奈川県労働基準監督署
〒227-8501 横浜市中区磯子1-1-1
045-522-2111
http://www.astracking.info



厚生労働省

※ 本ページの上記記事のお問い合わせは、鶴見労働基準監督署(電話045-501-4968)まで

経営首脳者労務安全衛生セミナー 開催！

本年度は、神奈川労働局長の萩原様にお越しいただき、令和元年10月30日（水）、ホテルリブマックスにおいて「経営首脳者労務安全衛生セミナー」を開催・今回は36名の方々に参加いただきました。

このセミナーは神奈川労働局・鶴見労働基準監督署のご後援を賜り、鶴見管内の災害防止団体との共催により毎年開催される事業です。本年度も支部長会社であるAGC(株)AGC横浜テクニカルセンターの倉田様に司会をお願いしました。

最初に支部長のAGC(株)AGC横浜テクニカルセンターの井上センター長様より開会の辞を頂き、引き続き神奈川労働局長の萩原様、鶴見労働基準監督署長の前田様にご挨拶を頂き更に、(公社)神奈川労務安全衛生協会専務理事の渡辺様よりご挨拶を頂きました。

そして神奈川労働局長の萩原様より『最近の労働行政をめぐる諸問題』のテーマでご講演頂きました。高年齢労働者の労働安全衛生対策・外国人労働者が安心して働くことのできる職場環境の整備・最低賃金制度および労働災害の現状等の説明をしていただきました。また10分間の休憩時間には、「ころばないNICEかながわ体操」をVTRで紹介していただきました。

次に『金栗四三と田畑政治』～2019年大河ドラマの主演から学ぶリーダー論～と題して、企業パブリシスト・PRや広報の専門家、黒木様より特別講演をいただきました。先生は、スポーツ中継・テ

レビCMのディレクターをへて、広報の専門家とされました。

講演内容は、1964年の東京オリンピックの誘致に尽力し、箱根駅伝を創設した金栗四三とせっかちで早口、まくしたてる口調で一点転突破・地元の水泳協会を日本一にした、田畑政治の2人の運命的な出会い、功績からみるリーダーシップの本質は何かをお話していただきました。

先生のお話は、参加事業場の経営トップの方や幹部、管理者等多くの受講者に非常に参考になったと思います。

最後に副支部長会社である(株)京三製作所の井戸様より閉会の辞を頂き、閉会となりました。セミナー開催に当たってご協力頂いた企画会員、役員、及び災害防止団体の皆様に感謝致します。



ボイラ技術研修会（施設見学会）

令和元年10月31日（木）にボイラ管理技術研修会が実施されました。今年はAGC株式会社京浜工場を訪問し、建築用板ガラスの製造設備や、ボイラ設備を見学・研修しました。

AGC株式会社京浜工場は大正5年（1916年）に鶴見工場として発足し、普通板ガラスの製造を開始、その後昭和10年（1935年）に今回見学した建築用板ガラスである型板ガラス、磨板ガラスの製造を開始、昭和41年（1966年）からは自動車用ガラスの製造を開始、昭和60年（1985年）からは電子用ガラス（主にPDPテレビや液晶テレビ用）の製造を開始、平成18年（2006年）には先端技術開発棟や、モノづくり研修センターなども建設され、研究開発や人材育成にも注力されてきました。今年で103年を迎える歴史のある工場で、神奈川区羽沢にある中央研究所の移転に伴い、地上4階地下1階建ての新研究開発棟の建設がされている真っ最中でした。

ボイラ設備は、2016年までは集中管理方式で、工場の中央部に3t/h×2缶、2t/h×2缶の貫流ボイラと、10t/hの水管ボイラ、5t/hの炉筒煙管ボイラがあったとのことですが、液晶テレビ用ガラス製造窯の停止に伴い、型板ガラス製造窯直近へ0.35t/h×2缶の貫流ボイラを新設、磨板製造設備直近へ3t/h×3缶の貫流ボイラの移設（内1缶は新設）により、蒸気の使用量を約1

／5に減らすことができていました。また、ボイラの排ガスを利用して排水を中和する装置も導入されており、中和用塩酸の削減や、給水の加温による省エネも進められていました。

型板ガラス工場の見学では、高熱で原料の珪砂を溶かしてガラスの素地（きじ）になった状態は圧巻でした。

磨板ガラス工場では、型板ガラス工場で製造したガラスを研磨して透明にする設備を見学したり、研磨用大型モーターのインバーター化や、照明のLED化などの省エネも進められており、とても参考になりました。

見学後に質疑応答・意見交換をして終了となり、たいへん有意義な研修会となりました。



令和元年度「神奈川労務安全衛生大会」行われる！

令和元年11月7日(木)、レンブラントホテル海老名に於いて、「未来につなぐ安全文化 みんなで築く健康職場」をテーマに、神奈川労務安全衛生大会が開催され、労務安全衛生功労賞及び支部別安全競争上位入賞の表彰が行われました。

当支部からは功労賞にその功績が認められ、記載の2名の方が当日会場に於いて、神奈川労務安全衛生協会会長から、表彰状及び記念品が授与されました。

まことにおめでとうございます。

会員の皆様のご協力のおかげをもちまして、全体で409名の参加者があり、改めて感謝申し上げます。

特別講演では、水泳種目 金メダリストで東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事の成田真由美氏の「THE パラリンピック」をテーマに講演があり、とても興味深い内容でした。

大会後に行われた祝賀会にも、多くの方が参加され盛況のうちに終わりました。

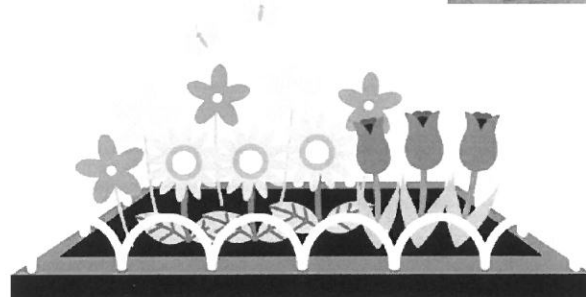
表彰者(順不動)

井戸 昭仁氏

(株)京三製作所

加倉田 真由美氏

キリンビール(株)横浜工場



新規会員募集

鶴見支部では、鶴見区内にある事業場で、当協会に未加入の事業場に対して加入促進活動を行っています。近隣で、またはお知り合いで未加入事業場がございましたら、事務局まで是非ご紹介下さい。

(事務局 TEL 503-0017 FAX 505-3411)

(ホームページ <http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>)

鶴見地域産業保健センター

～地域産業保健事業～

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。ぜひ、ご活用ください。

詳しくは、ホームページをご覧ください (<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>) **神奈川産保** で検索

鶴見地域産業保健センター
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-4-22
医師会内
Tel 045-521-2738 fax 045-521-2738
turumi-sanpo@sky.bbexcite.jp

神奈川産業保健総合支援センター
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1
第6安田ビル3階
Tel 045-410-1160 fax 045-410-1161

独立行政法人
労働者健康安全機構



謹賀新年



「年末年始 働く人の明るい職場 楽しい家庭」

令和2年 元旦

役員事業場一同

A G C (株) AGC横浜テクニカルセンター	(株)京三製作所	JEFエンジニアリング(株)
麒麟ビール(株)横浜工場	東芝エネルギーシステムズ(株)京浜事業所	AGC京浜工場 安全衛生協力会
(株)京浜マリン製作所	(株)J-オイルミルズ横浜工場	J & T 環境 (株)
東亜合成(株)横浜工場	東芝エネルギーシステムズ(株)京浜事業所 安全衛生協力会	太平洋製糖 (株)
(株)京浜コーポレーション	東洋製罐(株)テクニカルセンター 横浜工場	保土谷化学工業(株) 横浜工場
三菱ケミカル(株) 鶴見工場	森永製菓(株)鶴見工場	ジャパンマリンユナイテッド(株) 横浜事業所 鶴見工場
ジャパンマリンユナイテッド 横浜協力会		



 **東邦電設株式会社**

代表取締役 片岡 正 明

横浜市鶴見区鶴見中央 2-14-22
電話 045(511)0121 (代) FAX 045(503)0678

鶴盛工業 株式会社



メタル加工のトータルプランナー

〒230-0003 横浜市鶴見区尻手 3-3-6
TEL 045-574-2834 (代表)
<https://kakusei.co.jp/company/>